

議員提出議案

議案件名 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の
一部を改正する法律案

日本維新の会

国会対策委員長 遠藤



令和三年 月 日

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和三年十二月六日

提出者

足立康史 浅野哲

賛成者

古川元久	田中健	岸本周平	山本剛正	三木圭恵	藤巻健太	中司宏	杉本和巳	小野泰輔	浦野靖人	池畑浩太朗	浅川義治	阿部司
前原誠司	玉木雄一郎	斎藤アレックス	吉田とも代	美延映夫	堀場幸子	馬場伸幸	住吉寛紀	奥下剛光	漆間譲司	一谷勇一郎	井上英孝	阿部弘樹
	長友慎治	鈴木木敦	吉田豊史	岬麻紀	掘井健智	早坂敦	空本誠喜	金村龍那	遠藤敬	市村浩一郎	伊東信久	青柳仁士
	西岡秀子	鈴木義弘	和田有一朗	守島正	前川清成	藤田文武	高橋英明	沢田良	遠藤良太	岩谷良平	池下卓	赤木正幸

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「文書通信交通滞在費」の下に「（以下単に「文書通信交通滞在費」という。）」を加え、同条に次の三項を加える。

3 各議院の議長、副議長及び議員は、毎年一回、両議院の議長が協議して定めるところにより、その年において支給を受けた文書通信交通滞在費の金額及びこれを充てた支出に関する事項を記載した報告書（次項において「収支報告書」という。）を、当該支出に係る領収書の写しを添付して、その属する議院の議長に提出しなければならない。

4 各議院の議長は、収支報告書の提出を受けたときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該収支報告書を公開しなければならない。

5 各議院の議長、副議長及び議員は、その年において支給を受けた文書通信交通滞在費の総額から、その年において文書通信交通滞在費を充てた支出の総額を控除して残余があるときは、両議院の議長が協議し

て定めるところにより、当該残余の額に相当する額の文書通信交通滞在費を返還しなければならない。

第十一条中「(第四条の二を除く。)」及び「第九条の」を削り、「第三条及び第四条第一項」を「第四条第二項及び第五条」に、「日」を「当月分」に、「」を「当月分」を「日」と、第四条の二中「第二条、第三条又は前条第一項」とあるのは「第十一条において準用する第三条、前条又は次条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

(適用区分)

2 この法律による改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(以下「新法」という。)第九条第三項から第五項までの規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給を受ける同条第一項の文書通信交通滞在費(以下単に「文書通信交通滞在費」という。)について適用する。
(公職選挙法の適用除外)

3 次に掲げる者が、各議院の議員となり又は議員でなくなった日の属する月分の文書通信交通滞在費としてこの法律による改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定により支給を受けた額から、その月分の文書通信交通滞在費について新法の規定が適用されるものとした場合にその月分の文書通信交通滞在費として支給を受けることとなる額を差し引いた額に相当する額の全部又は一部を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十九条の二の規定は、適用しない。

一 施行日の直近において行われた衆議院議員の総選挙により衆議院議員となった者

二 前号の総選挙の期日の属する月に参議院議員となった者

三 第一号の総選挙の期日の属する月の翌月の初日から施行日の前日までの間に各議院の議員となった者
又は議員でなくなった者

理由

文書通信交通滞在費に関し、日割計算による支給の導入、収支報告書の提出及び公開並びに残余の額の返還等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文書通信交通滞在費についての政策骨子

令和3年12月3日

日本維新の会

1 「日割」支給の導入

現行「月割」支給とされている文書通信交通滞在費について、「日割」計算により支給することとする。

歳費とは異なり、死亡や衆議院の解散の場合にも、「日割」計算により支給することとする。

2 収支報告書・領収書の写しの提出及び収支報告書の公開

文書通信交通滞在費の収支報告書を、領収書の写しを添付して、議長に提出しなければならないこととするとともに、議長は、収支報告書を公開しなければならないこととする。

3 未使用分の返還

未使用分の文書通信交通滞在費については、国への返還を義務付けることとする。

文書通信交通滞在費の改革に向けて

文書通信交通滞在費（以下、「文通費」という。）については、かねてから数多くの問題が指摘されてきました。昭和 22 年に 125 円の通信費として誕生し、昭和 38 年に通信交通費 10 万円、昭和 49 年には文書通信交通費 35 万円、そして平成 5 年に文書通信交通滞在費 100 万円となったわけですが、その間、衆参両院の国会議員は問題の一つも解決できないまま現在に至るのです。

最大の問題は、文通費には領収書等の公開義務がなく私的に流用するケースがあっても誰もチェックできないことです。国会議員の「第二の給与」と揶揄される所以です。そこで日本維新の会としては、党独自の取り組みとして、2015 年から文通費の使途、つまり領収書の全面公開に取り組んできました。党の HP において使途の明細と全ての領収書を閲覧いただけます。

その際、党として所属議員に推奨してきた、いわゆる「セルフ領収書」（＝歳費と同時に議員個人に交付される文通費の一部を当該個人が代表を務める政治団体（政党支部、資金管理団体）に寄付すること）について、「残金がある」なら自分の政治団体に寄付するのではなく国庫に返納すべきではないかのご批判があるのは承知しています。

しかし、政治団体に寄付をするのは「残金がある」からではありません。文通費が想定する使途の範囲が法文上明確になっていない中、当該政治団体と一体性が高いと考えられる支出を広く団体に寄付し団体それぞれの収支報告書を通じて「国民の不断の監視と批判の下に」（政治資金規正法 1 条）置くことが同法の求める義務（罰則付き）だからなのです。

他方、政治資金に係る法制度を遵守するためとはいえ文通費の流れが複雑に過ぎるとの指摘を踏まえ、今後は、新たに創設する文通費専用の政治団体に全額を寄付し、文通費の使途が見えなくなるという問題を解消したいと存じます。そして年ベースで残金ができれば、歳費のカット分と同様、党本部を通じて医療関係者等への寄付に充てる所存です。

以上のように、党として、政治資金の透明性と公正性を確保するために不断の努力を重ねてきているところですが、そうした取り組みを推進してきた立場から言えば、今般の日割り法案は、弥縫策に過ぎると断じざるを得ません。

今般、文通費に焦点が当たったのは、日本維新の会の新人議員が総選挙の投開票日一日で 100 万円を受け取ることはできないと声を挙げたことが端緒でしたが、文通費の問題は、単に日割りにすれば済むというようなものではなくありません。一部与野党による日割り法案は、問題を矮小化し封印するためのものに過ぎないため反対であると宣言するとともに、日本維新の会として別添の政策骨子を取りまとめましたので、ここに提出をいたします。